

川西市立川西南中学校いじめ防止基本方針

川西市立川西南中学校

令和3年12月25日 改定

1 本校の教育方針

学校教育目標 「知・徳・体を追求し、自立して未来を切り拓く人づくり」

教育基本方針

- ・教育活動を通して人格の完成を目指し、「生きる力」（確かな学力、豊かな人間性、健康・体力）を培う
- ・個々が持つ多様性を尊重し、共に支え合い共に生きることで、こころ豊かな人間性を育む。
- ・生徒が主体的に聴き合い、伝え合い、かかわり合い、高め合う教育を追求する。

2 基本的な考え方

法 律 上 の い じ め

- ・一定の人的関係がある
- ・心身の苦痛を感じている
- ・心理的、物理的な影響がある

社会通念上のいじめ

- ・力の差
- ・意図的
- ・継続的

「悪質ないじめ」で誰もが重篤な事態と認識するであろう深刻な事案

本校は、創立以来受け継がれてきた校訓がある。「稚心を去れ」「己に克て」「共に伸びよ」という言葉である。目指す生徒像は、あいさつをよくする、礼儀正しい生徒（稚心を去れ）、あやまちはあやまちとして認められる素直な生徒（己に克て）、あきらめず、粘り強く、進み続ける生徒（己に克て）、あかるく表情豊かに表現できる生徒（稚心を去れ・共に伸びよ）、あたたかい、思いやりを持った生徒（共に伸びよ）である。伝統の上にさらなる発展を目指している。

いじめについては、「人として決して許されない行為」である。上図に示したように法律上で定められていることから、人としてのかかわりの中で起こり得るもので、「いじめはどの学校でも、どの子にも起こりうる」ことを教育に携わる者すべてが改めて認識し、教育委員会、学校はもとより、家庭、地域が一体となって、未然防止、早期発見、早期対応、再発防止に取り組まなければならない。いじめの問題に取り組むためには、まず教職員が「いじめ」について共通理解し、いじめ対応に協働実践することが大切である。上図に示したように、法律上のいじめは広範なものであることを認識し、事案の内容を精査する中で日常のトラブルに起因する事案か、悪質ないじめであると判断できる深刻な事案か、学校が組織としてしっかり見定め

対応することが肝要である。しかし、「いじめ」のみならず、「心身の苦痛を感じている」すべての生徒への対応を念頭に取り組むことが重要であり、そのうえで、教育目標に基づき「いじめを生まない土壌づくり」と「いじめが起こった時の組織的な対応」を実践する。

3 学校におけるいじめの防止等の組織、指導体制等

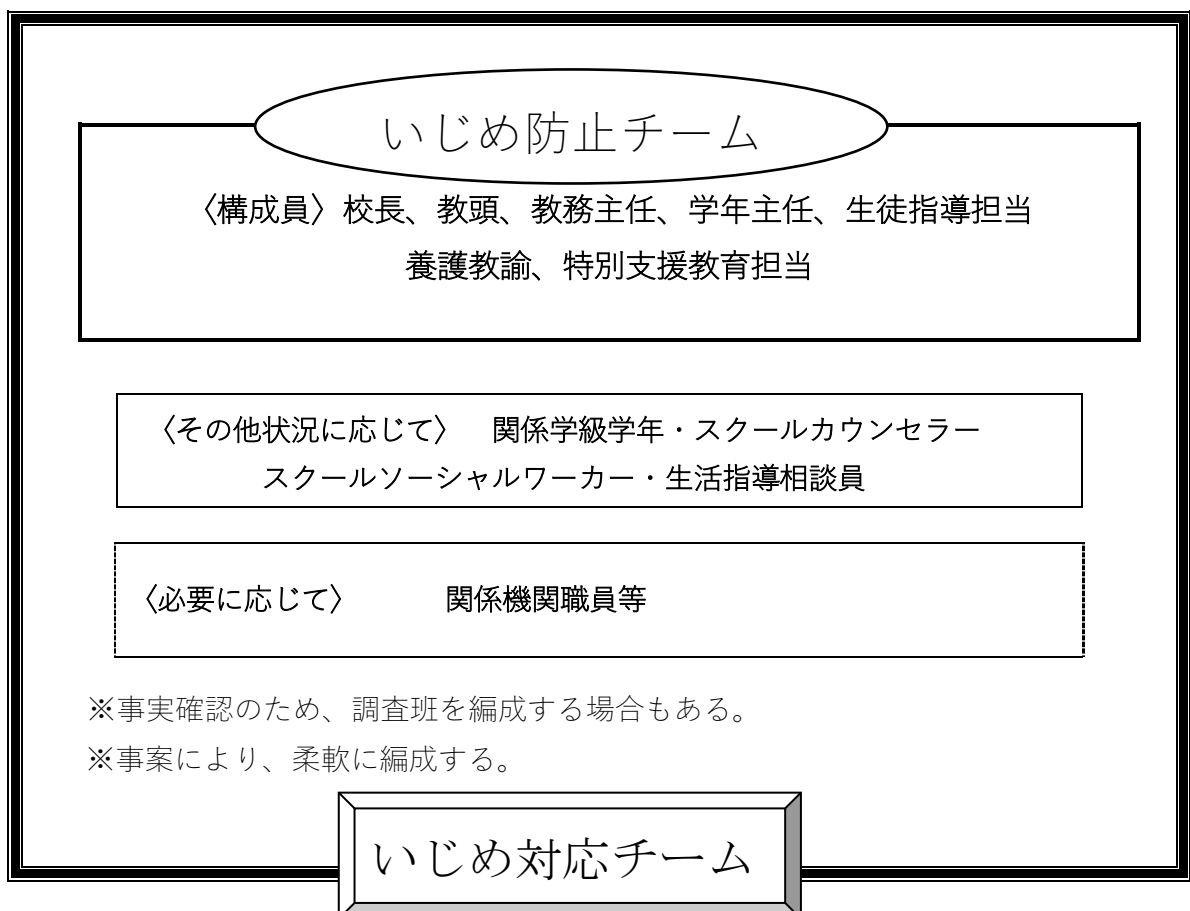
(1) いじめ対応のための組織について

①いじめ防止チームについて

本校では、いじめの問題の取り組みにあたっては、校長のリーダーシップのもとに「いじめは決して許されない」「いじめを根絶する」という強い意志を持って取り組む。また、教職員一人ひとりが、いじめの問題をひとりで抱え込むことなく、学校全体で組織として取り組まなければならない。そのためには、早期発見にとどまらず、未然防止に向けた取り組みを進めていく必要がある。その中心となるのが「いじめ防止チーム」であり、学校教育目標に応じた組織として平時から「いじめ防止チーム」を置く。

②いじめ対応チームについて

いじめ（の疑いのある）事案が発生した際に、平時のいじめ防止チームに、当該生徒に関わりの深い教職員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を加えた「いじめ対応チーム」を結成し、早期対応等の実効的な措置を講じる。



(2) 日常の指導体制について(別紙1)

①いじめ防止チームの役割について(未然防止・早期発見・早期対応)

ア いじめの未然防止

生徒一人ひとりが認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教職員一人ひとりが分かりやすい授業を心がけ、生徒に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。

道徳の授業を核としつつ、全教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等を通し、命の大切さについての指導を行う。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を生徒がもつように、教育活動全体を通して指導する。そして、見て見ぬふりをすることも「傍観者」として、いじめに加担していることを認識させる。

- 生徒が、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりに努める。
- いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員等によりいじめ防止チームを校内に定める。
- 全ての生徒が、いじめに巻き込まれる可能性があるものとして、接する。
- いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- いじめの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修を行う。
- 生徒一人ひとりの自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- 生徒が自己と向き合い、他者・社会・自然とのかかわりを通して、生命に対する畏敬の念、共生共感を体得できる教育活動の充実を図る。

イ いじめの早期発見

「いじめはどの学校でも、どの生徒にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての教職員が生徒の様子を見守り丁寧な日常的な観察に努める。そのためには、教職員が生徒のささいな変化に気づき、情報を学年等組織で共有し、迅速に対応することが必要である。

おかしいと感じた生徒がいる場合には、学年団や生徒指導部、いじめ防止チーム等の場において気付いたことを共有し、より大勢の目で当該生徒を見守る。

様子に変化が見られる場合には、教職員が積極的に働きかけを行い生徒に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、「教育相談活動」で当該生徒から悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。

「学校生活 いじめアンケート」を年3回行い、生徒の悩みや人間関係を把握し、いじめゼロの学校づくりを目指す。

- 気になる行為等があった場合は、5W1H(いつ、どこで、だれが、なにを、なぜ、どのように)を確認し教職員が共有できるようにする。
- 当たり前、何気ない行為について意識的な観察を行い、積極的な指導に活用していく。
- 保護者と協力し、連絡及び情報交換を行う。
- いじめアンケートを実施し、定期的に教育相談を行う。

ウ いじめの早期対応

いじめの早期解決のために、全教職員が一致団結して問題の解決にあたる。

いじめを発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、校長以下全ての教職員が対応を協議及び共通理解し、いじめ防止チーム等を中心に的確な役割分担をしていじめの解決にあたる。情報収集においては綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている生徒の身の安全を最優先に考え、いじている側の生徒に対しては毅然とした態度で指導にあたる。傍観者の立場にいる生徒にもいじているのと同様であるということを指導する。

家庭との連携をより密にし、学校側の取り組みについての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。決して学校内だけで問題解決を図るのではなく、各種団体や専門家と協力をして解決にあたる。

②いじめ対応チームの役割について（初期対応・再発防止）

- ア いじめ（またはその疑いのある行為等）を認知した際、まずは被害者と思われる生徒の安全を確保した上で、拙速な「指導」を行う前に生徒の人間関係や周囲の状況等を十分に調査し、そのいじめが重大事態につながりかねない「悪質ないじめ」で緊急に対応を要する事案であるのか、日常生活のトラブルの延長線上にある比較的軽微な事案なのか等について判断する。
- イ いじめに関する生徒に関する背景や、人間関係を整理した後、どのように対応していくか方針を決定する。
- ウ いじめ事案の事実関係の調査や、関係生徒の人間関係の整理を行う。
- エ いじめ事案解決に向けた関係生徒に対して指導・説諭を行う。
- オ いじめ再発防止についての関係生徒・保護者への対応、説明を行う。
- カ いじめ事案の関係生徒に対して心理的ケアや生活面での支援が必要と判断される場合は、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等と協力し対応に当たる。

（３）ネット上いじめへの対応（別紙２）

インターネットの特殊性による危険を理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する教職員の指導力向上に努める必要がある。

未然防止には、生徒が保有している携帯電話等を第一義的に管理する保護者と連携し、利用方法や危険性について啓発していく必要がある。早期発見には、生徒が発するサインを見逃さないようにし、「ネット上のいじめ」の生徒及び保護者から相談等があった場合は、事案によっては、警察等の専門機関と連携し対応していく。

- ネット上のいじめがあった場合は、《別紙２ ネット上の書き込みや画像等への対応手順》に沿って対応をする。

4 重大事態への対応

重大事態とは、大きく分けて2通りある。1つは、「いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき」で、生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合などのケースが想定され、いじめを受けている生徒の状態と判断する。もう1つは「いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき」で、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、適切に調査し、校長が判断をする。

また、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し入れがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。校長が重大事態と判断した場合、直ちに市教育委員会に報告するとともに、校長のリーダーシップのもと、学校が主体となり、いじめ対応チームを母体とし、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーに関係機関を加え調査し、実態の解決にあたる。

なお、事案によっては、市が設置する重大事態調査のための組織に協力し、実態の解決に向けて対応する。

5 いじめの解消・特に配慮を要する対応について

ア、いじめの解消の要件

いじめが解消している状態とは、少なくとも①、②の2つの要件を満たしていること。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われる行為を含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当な期間とは、少なくとも3か月間を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要と判断される場合は、この目安に関わらず、学校の設置者又は学校の判断により、より長期の期間を設定すること。

② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対して、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認すること。

イ、特に配慮を要する生徒への対応について

① 発達障害を含む障害のある生徒が関わるいじめについては、教職員が個々の生徒の障害の特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該生徒のニーズや特性を踏まえた適切な指導や必要な支援を行う。

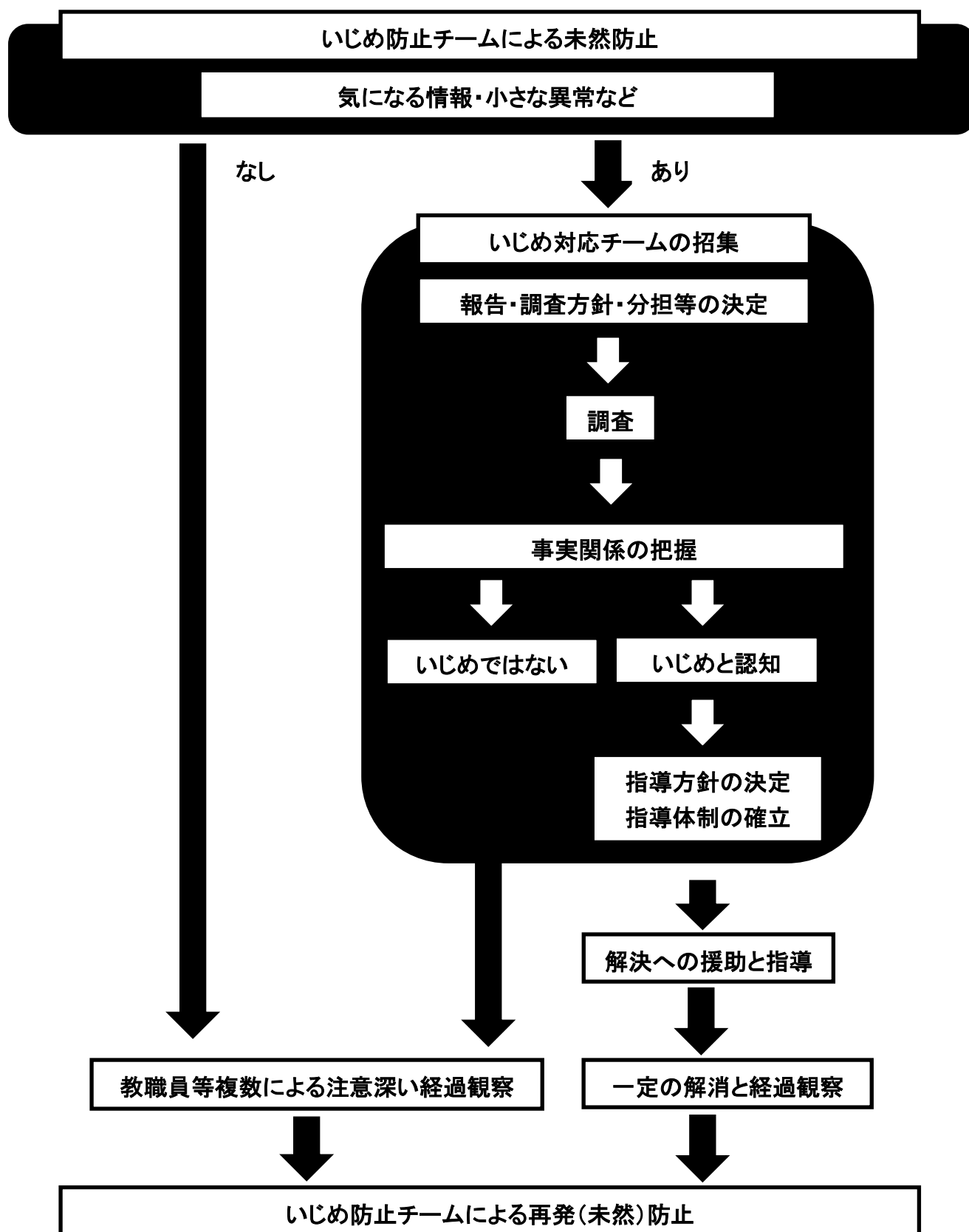
② 海外から帰国した生徒や外国人の生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国籍を有する等の生徒は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われることがないように、教職員、生徒保護者等の外国人生徒に関する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り必要な支援をすること。

- ③ 性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒に対するいじめを防止するため、性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応を周知する。
- ④ 東日本大震災等により被災した生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒については、被災生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該生徒に対する心のケアを適切に行うこと。

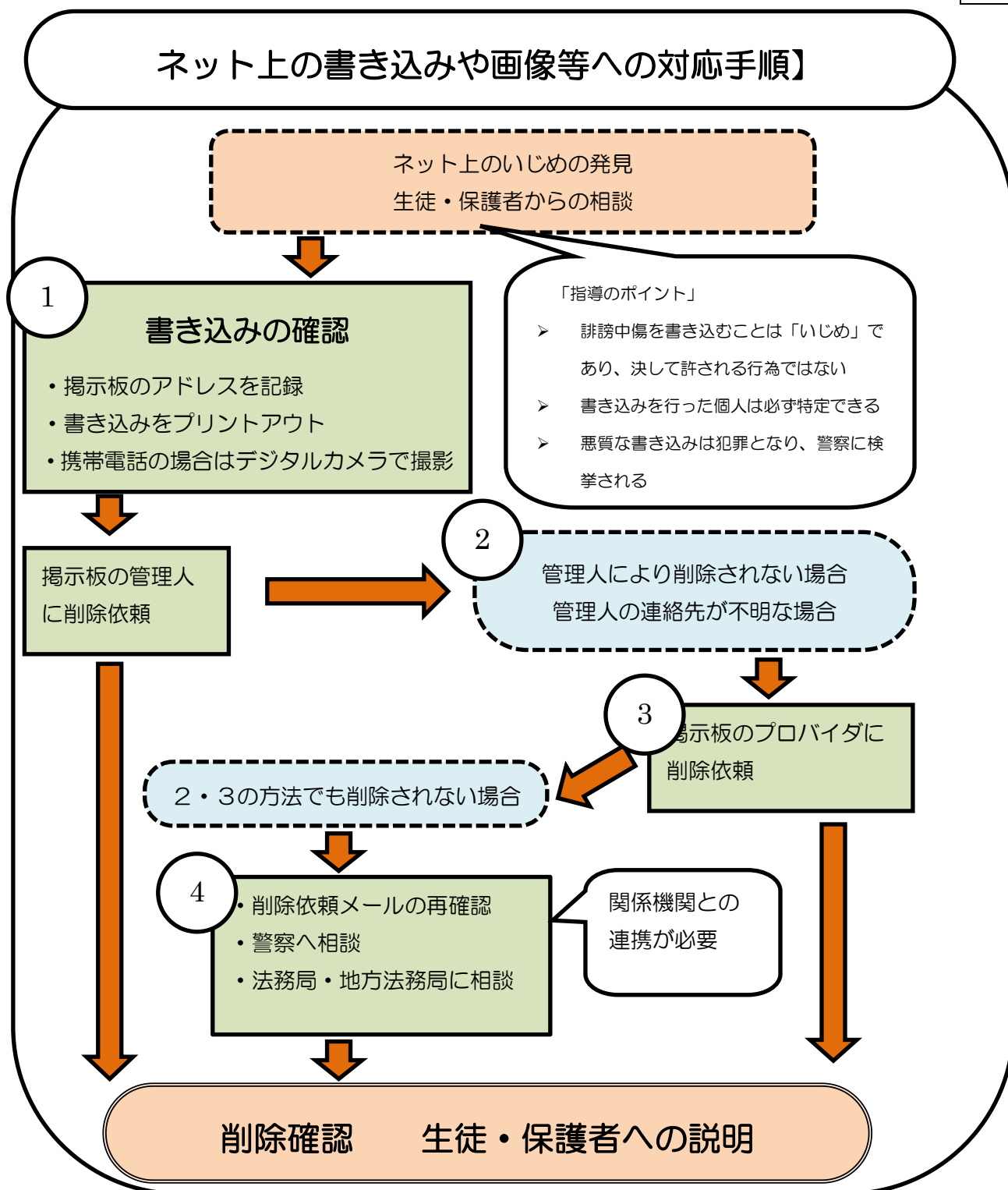
6 その他の事項

誰からも信頼される学校をめざしている本校は、これまでも情報発信に努めてきた。いじめ防止等についても、地域と共に取り組んでいく必要があるため、策定した基本方針については、学校のホームページなどで公開するとともに、学校評議委員会やPTA総会を始め、学年懇談会、学級懇談会、家庭訪問などあらゆる機会を通じて保護者や地域への情報発信に努める。

また、いじめ防止等に実効性の高い取り組みを実施するために、学校の基本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、いじめ防止チーム等を中心に点検し、必要に応じて見直す。見直しに際して、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から生徒の意見を取り入れるなど、生徒が主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。また、地域を巻き込んだ学校基本方針になるように、保護者等地域からの意見を積極的に聴取するように留意する。



ネット上の書き込みや画像等への対応手順



■ ひょうごっ子「ネットいじめ情報」相談窓口
(兵庫県教育委員会) <http://hyogokko.npos.biz/>

■ 兵庫県警察サイバー犯罪対策課
<http://www.police.pref.hyogo.jp/seikatu/syber/index.html>